

感染症対策と原発事故時の避難、老朽原発の再稼働等に関する 質問・要望書

滋賀県知事 三日月 大造 様

要望事項

1. 感染症対策と原発事故時の避難は両立しません。避難で「3密を避ける」こと等は不可能です。そのため、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている間は、全ての原発の運転を止めるべきと表明し、関電に実行させること。
2. 安全性に大きな問題のある老朽原発の再稼働に反対を表明すること。
同時に、現行の立地自治体最優先の安全協定の枠組みにとどまることなく、老朽炉の再稼働を止めるために最善の方策を検討し実施すること。
3. 高浜原発3号の蒸気発生器細管を損傷させた「異物」はいまだ見つかりません。これまでのように、「異物」を見つけないまま運転再開しないよう、関電に厳しく伝えること。

日頃は、県民の安全と琵琶湖の保全に尽力いただきありがとうございます。

現在、新型コロナ感染拡大防止のため、全国的に外出自粛等が要請され、国内はもとより世界中の人々が命と安全を守ることを最優先にしています。それでも、日本国内だけでも既に1000名を大きく超える方がお亡くなりになっており、その感染増加の勢いは一向に衰えが見えません。感染経路が不明な場合も多く、PCR検査を拡大しない中では、どこでどのように感染しても不思議ではないと言える状況です。

そのような中、7月30日に「福井エリア地域原子力防災協議会」が開かれ、避難計画の中に感染症対策が盛り込まれました。しかしながら、原発事故での避難は、自然災害での避難よりも広範囲で避難者数も多く、長期に亘る遠方への避難も想定されることから、「3密を避ける」ことや重症者の受け入れ態勢などを考えても、両立できるとは到底考えられません。

一方で関電は、老朽原発の再稼働を目指して老朽化対策工事を進めています。高浜1号と美浜3号は9月にも工事が完了する予定です。関電は8月21日に、再稼働工程の見直しを原子力規制委員会に提出しました。美浜3号は12月に燃料を装荷し、来年1月に原子炉起動(再稼働)、同2月に営業運転開始。高浜1号は、来年2月に燃料を装荷し、同3月に原子炉起動、同4月に営業運転を開始するという工程です。しかし、老朽炉には特有の経年劣化による安全性や、基準地震動の過小評価による耐震性などについて問題が山積しています。

再稼働工程見直しの理由として、今年3月の高浜原発での死亡事故等をあげています。これら工期最優先の中での労災事故の多発は、関電の安全軽視の姿勢を示しています。

関電は高浜3号機の蒸気発生器細管を損傷させた「異物」を、未だに見つかりません。損傷が確認されてから既に半年が過ぎています。3号機の「異物」がこのまま見つけれなくても、特重施設工事の終了(今年12月)と共に、4号機のように崩しに再稼働させるということは、到底許されることではありません。

関電の原発マネー還流問題は、関電に深く染みついた情報隠蔽等の体質によるものでもあり、危険な原発の運転など認めることはできません。

事前了解の権限を滋賀県が得るためにも、そしてなにより、県民と琵琶湖を命の水源とする関西住民の安全のために、関電に対して一層厳しい姿勢で臨まれるよう強く求めます。

これらの事を踏まえて、要望と質問にご回答いただけるよう、お願いいたします。

質問事項

[1] 感染症対策と原発事故時の避難について

1 . 「福井エリア地域原子力防災協議会」での議論について

7月30日に、内閣府、滋賀県、福井県、京都府等が参加する「第4回福井エリア地域原子力防災協議会」が開かれました。そこでは、高浜・大飯原発の同時発災と、感染症対策を盛り込んだ「大飯地域の緊急時対応（改訂版）」が策定されました。

(1) この「緊急時対応（改訂版）」の策定に向けた会議の回数と、議論の中で特に問題になった点は何ですか？

2 . 「感染症の流行下でのUPZ内の防護措置」について

今回初めて、避難計画の中に感染症対策が盛り込まれました。「大飯地域の緊急時対応（改訂版）」の96頁[別紙資料]では「感染症の流行下でのUPZ内の防護措置」が示されています。この内容に沿って質問します。

(1) 感染者の区分について

「緊急時対応（改訂版）」では、「感染者」について（重症者）と（軽症者等）に区分されています。「中等者」は、酸素吸入器が必要で、病院に入院しています。「中等者」は入院中という意味で（重症者）に含まれるという理解でいいですか？

(2) 屋内退避時の換気について

(a) 「自宅等でも被ばくを避けることを優先にして、換気は原則行わない」となっています。換気しないことは感染症対策に反するのではないのでしょうか？

(b) 避難所で屋内退避する場合も、換気は行わないのでしょうか？

(3) 重症者について

(a) 人工呼吸器やECMOを装着した重症者が避難できるのでしょうか？避難手段はどうするのでしょうか？

(b) 避難先として「感染症指定医療機関で治療」となっています。

県内避難と大阪府避難のそれぞれで、避難する指定医療機関は決まっているのでしょうか？避難先の医療機関との間で合意はできているのでしょうか？

(4) 感染者（軽症者等）とそれ以外の者について

(a) 一時集合場所について：「密集を避け、極力分散して集合」となっています。

一時集合場所の多くは、公民館などの小さな施設です。具体的にどのように密集を避けるのでしょうか？

(b) 避難手段について：「バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難」となっています。「分散避難」のバスや福祉車両は確保できているのでしょうか？

(c) 避難所について：「感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける」となっています。

(7) 別施設の避難所は確保できているのでしょうか？

(1) 軽症者等の場合、通常はホテル等の施設で隔離することが基本となっています。食

事の提供等も感染者と職員の接触が極力ないように実施されています。避難先の体育館等で「個室」に避難した場合に、これらに対応する体制は確保できるのでしょうか？

(5) スクリーニング検査（避難退域時検査）について

「密集を避け、極力分散して検査」となっており、例として「検査場所等の中で分けて検査する」と書かれています。

「分散検査」とは具体的にどのように実施するのでしょうか？検査する職員を増やす等、多くの労力が必要になりますが、実施できるのでしょうか？

(6) 安定ヨウ素剤の配布について

UPZ住民への安定ヨウ素剤の配布は、これまで通り一時集合場所での配布になっています。一時集合場所では検温等も実施されることになり、一層時間と手間がかかります。そのため、安定ヨウ素剤は事前配布にするべきではないでしょうか？

(7) 感染症対策と原発事故時の避難は両立しないことについて

以上のように、感染症対策と原発事故時の避難は両立しません。大飯原発のUPZは高島市の約500名です。さらに、美浜原発のUPZは高島市の約28,000名と長浜市の約26,000名を含め約54,000名にもなります。

特にPCR検査数が少ない日本では、感染者の把握は基本的に発症しなければ分からない状況です。大勢の人々が避難所に集まれば、無症状感染者から高齢者や基礎疾患のある人に感染を拡大し、重篤な患者が発生することは容易に想像できます。とりわけ避難者が多い原発事故の避難では、「3密を避ける」こと等の感染防止対策とは両立しません。

現在のような新型コロナウイルス感染症流行時は原発の運転を止めるべきではないでしょうか？関電にそのことを伝え、実施させるべきではないでしょうか？

[2] 老朽原発（美浜3号、高浜1・2号）の再稼働について

関電は、老朽原発の美浜3号と高浜1号の老朽化対策工事を9月には完了し（高浜2号は来年4月上旬完了予定）その後、福井県と立地自治体だけの事前了解を得て再稼働する予定です。美浜3号を来年1月に、高浜1号を来年3月に再稼働する工程を規制委員会に提出しました。

しかし、老朽した原発では、圧力容器の脆性破壊の問題や電気ケーブルの劣化等、老朽化に伴い安全性に大きな問題があります。

さらに、基準地震動も過小評価のままです。大阪地裁で国相手に争っている大飯原発3・4号機運転差止裁判では、裁判長が、地震規模の「ばらつき」（標準偏差）を考慮するように国に求めました。

原 発	現行の基準地震動 (単位：ガル)	「ばらつき」を考慮 (1標準偏差の場合)	「ばらつき」を考慮 (2標準偏差の場合)
大飯3・4号	856	1,150	1,540
高浜1～4号	700	938	1,257
美浜3号	993	1,330	1,780

これは原告住民がかねてから求めていたものです。

国の審査ガイド（基準地震動及び耐震設計方針にかかる審査ガイド）では、地震規模を経験式（入倉・三宅式）で求める場合、経験式は平均値であるため、データの「ばらつき」を考慮するよう規定されています（ガイド .3.2.3(2)）。他方で、活断層の長さやアスペリティの位置等については「不確かさ」を考慮するよう規定されています（ガイド .3.3.3）。

この両方を考慮すれば、基準地震動は図のように、国が認めた基準地震動を大幅に上回ってしまい、原発の耐震安全性は保たれません。国は、両方を考慮する必要はないと主張し、

これまで否定していた「ばらつき」だけを考慮した試算を出してきました。大飯原発の例では、基準地震動 856 ガルに対して、812 ガルにしかならないため、問題はないと主張しています。両方を考慮すべきとする、自らが定めたガイドを踏みにじる姿勢は許されません。

美浜 3 号と高浜 1 号は 9 月にも老朽化対策工事が完了する予定です。美浜 3 号の再稼働予定は来年 1 月で、老朽原発の中では最初に再稼働が狙われています。美浜原発 U P Z 住民は滋賀県内で約 54,000 名にも及び、琵琶湖にも甚大な被害が予想されます。

- (1) 安全性に大きな問題のある老朽原発の再稼働に反対するべきではないでしょうか？
- (2) 福井県の原子力安全専門委員会は、老朽原発の再稼働にあたって、2 ～ 3 か月程度かけて議論すると報じられています。滋賀県としては、どのような方策を考えられていますか？
- (3) 現行の立地自治体最優先の安全協定の枠組みにとどまるのではなく、U P Z 自治体として、住民の安全と琵琶湖の安全を守るために、なんとしても美浜 3 号をはじめとする老朽原発の再稼働を止めるために、知恵を絞るべきではないでしょうか？周辺自治体との連携等を検討していますか？
- (4) 内閣府等で作成する避難計画「美浜地域の緊急時対応」の策定作業は進んでいますか？

[3] 高浜原発 3 号の「異物」調査について

2 月 18 日に公表された高浜 3 号の蒸気発生器細管損傷事故は、原因とされる「異物」が未だ見つかっていません。既に半年が過ぎています。今回の事故では B - S G、C - S G で損傷が確認され、A S G、C - S G で各 1 個、擦れ跡等のある「異物」が見つかっています。損傷の確認されていない A S G に擦れ跡のある「異物」が見つかる一方、損傷のある B - S G で「異物」が見つかっていません。また、C - S G で見つかった「異物」が損傷の原因かも不明なままです。

7 月 22 日、この事故について原子力規制委員会の公開会合が開かれましたが、関電は、9 月上旬を目途に引き続き調査することになっています。

全ての「異物」を特定し、発生源・混入経路を明らかにせず運転再開するのは許されません。

- (1) 高浜 3 号の今回の損傷事故について、7 月 22 日の公開会合の前後から現在までに、関電から滋賀県に報告はありましたか？あった場合、どのような報告でしたか？
- (2) 損傷の確認されていない A S G に擦れ跡のある「異物」があり、損傷のある B - S G で「異物」が見つからない。この明らかに矛盾した状況について解明できない限り、まとも調査したと言えないのではないのでしょうか？
- (3) これまで通り、原因が究明されない限り、高浜 3 号をはじめ、まとも原因究明せず運転再開した高浜 4 号、運転中の大飯 4 号も止めるべきとの立場に変わりないですか？

2020 年 9 月 1 日

避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先団体：避難計画を考える滋賀の会